2023年漁業センサス 佐賀県の概要(概数値)

<海面漁業調査漁業経営体調査>



令和6年10月

佐賀県政策部統計分析課

2023年漁業センサスの概要 (海面漁業調査漁業経営体調査)

1. 調査の目的

漁業センサスは、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査(基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査)として、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2. 根拠法令

漁業センサスは、統計法(平成19年法律第53号)第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けた 基幹統計調査(基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査)として実施しており、これに 加え、統計法施行令(平成20年政令第334号)、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)及 び平成15年5月20日農林水産省告示第776号(漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大 臣が定める湖沼等を定める件)に基づいて実施している。

3. 調查方法等

調査の	種類	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 流計調査員 調査対象	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は 自計申告を基本とし、 面接調査も可能。)

[・]漁業センサスは、海面漁業調査のほか、内水面漁業調査、流通加工調査の3つの調査で構成される。

4. 調査の対象

海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。)に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村(以下「沿海市区町村」という。)の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及びこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

「佐賀県内の調査対象市町〕

有明海区(5市3町) 佐賀市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、江北町、白石町、太良町松浦海区(2市1町) 唐津市、伊万里市、玄海町

5. 調查事項

漁業経営体調査の調査事項は次のとおり。

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況 イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6. 調査期日

令和5年11月1日現在で実施した。

7. 調査方法

漁業経営体調査は、統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。 また、調査対象から面接調査(他計報告調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査 対象に対する面接調査(他計報告調査)の方法をとった。

利用上の注意

1. 用語の解説

海面漁業

海面において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

調查期日

漁業経営体

令和5年11月1日

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織

個人経営体

団体経営体

会社

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社(株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社)をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

漁業協同組合

水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)(以下「水協法」という。)第2条に規定する漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。

なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

漁業生産組合

共同経営

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

2つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を 共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資して いるものをいう。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをい う。

漁業種類

営んだ漁業種類

漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの(54種類)をいう。 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

漁獲物・収獲物の販 売金額 漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

なお、自家消費(家庭消費)分は販売金額に含まない。

漁業従事役員

団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、 支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責 任のある者をいう。

なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。

責任のある者

経営主

経営方針の決定 参画者(経営主を 除く)

漁ろう長

船長

機関長 養殖場長

その他

陸上作業におい て責任のある者

漁業就業者

個人経営体の自 家漁業のみ

漁業従事役員 漁業雇われ

新規就業者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。

自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。

個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。

団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。

団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有している者をいう。

団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。

団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。

団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長(コック長)など海上作業における各部門における責任者をいう。

なお、役職についていない役員も含む。

管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。

満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

前述の「漁業従事役員」に同じ。

漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①~③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

漁船

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前 1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限 定している。

無動力漁船 船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

を設置した漁船)については動力漁船とした。

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業(漁場での水産 動植物の採捕に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をい う (運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含め る。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含 む。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網の設置)、取替え、漁船の航行、 漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見(定置網に 魚が入るのを見張る作業)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾 う作業も含む。)、潜水等をする作業をいう。
- オ養殖業では、次の作業をいう。
 - (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用した養殖施設までの往復
 - b いかだ、ひび(枝付の竹、樹の枝)、網等の養殖施設の張立て又 は取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り 上げ等の海上において行う全ての作業
 - (イ) 陸上養殖施設での養殖
 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)での全 ての作業
 - b 養殖施設(飼育池、養成池、水槽等)の掃除
 - c 池又は水槽の見回り
 - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
 - e 収獲物の取り上げ作業

動力漁船

漁業の海上作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

- ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備(停泊中の漁船上で行った場合も含む。)
- イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業
- ウ 出漁・入港(帰港)時の漁船の引き下ろし、引き上げ
- エ 悪天候時の出漁待機
- オ 餌の仕入れ及び調餌作業
- カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作 業、のり、わかめの干し作業
- キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内(屋敷内)に工場、作業所とみられるものを有し その製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上 作業とはしない。
- ケ 自家漁業の管理運営業務(指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿 管理)

2. 表章記号

表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」:単位に満たないもの

「一」: 事実のないもの

「…」:事実不詳又は調査を欠くもの

「x」:個人又は法人のその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」:負数又は減少したもの

3. 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来 秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

4. 消費税の扱い

本調査の販売金額等の金額に関する調査結果には消費税が含まれている。

1 漁業経営体

(1)漁業経営体数

令和5年の佐賀県の海面漁業経営体数は1,317経営体で、前回調査の平成30年に比べ292経営体(18.1%)減少した。

海区別にみると、松浦海区は522経営体で、平成30年に比べ135経営体(20.5%)減少し、 有明海区では795経営体で、平成30年に比べ157経営体(16.5%)減少した。

さらに、10年前の平成25年と比べると、松浦海区は271経営体(34.2%)、有明海区は283経営体(26.3%)がそれぞれ減少した。

表一1 海区別海面漁業経営体数

(単位:経営体、%)

区分	経	営体	数	増 減 率				
	平成25年	平成30年	令和5年	平25/平20	平30/平25	令5/平30		
全 国	94,507	79,067	65,652	△ 18.0	△ 16.3	△ 17.0		
九州•沖縄	25,709	21,534	17,826	△ 14.4	△ 16.2	\triangle 17.2		
佐 賀 県	1,871	1,609	1,317	△ 11.9	△ 14.0	△ 18.1		
松浦海区	793	657	522	\triangle 12.4	△ 17.2	$\triangle 20.5$		
有明海区	1,078	952	795	\triangle 11.5	\triangle 11.7	\triangle 16.5		

図-1 漁業経営体の推移

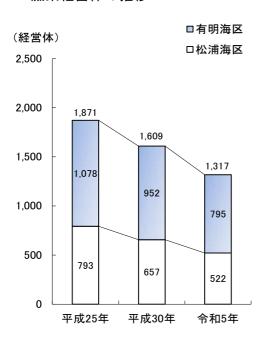
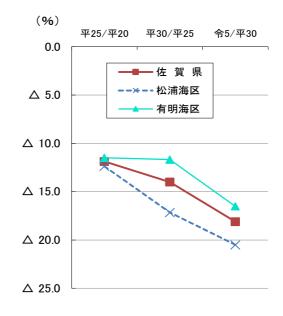


図-2 漁業経営体の減少率



(2)経営組織別経営体数

経営組織別の経営体数は、個人経営体が1,272経営体で全体の96.6%を占めており、 平成30年に比べ282経営体(18.1%)減少した。

団体経営体は45経営体で、平成30年に比べ10経営体(18.2%)減少した。このうち、共同経営は6経営体減少し、36経営体となった。

表-2 経営組織別経営体数

(単位:経営体、%)

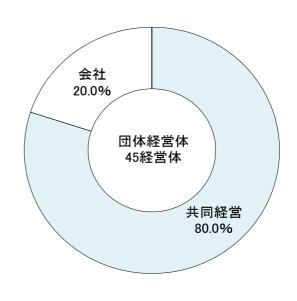
区分	平成	25年	平成	30年	令利	15年	増減率
区况	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比	令5/平30
二	1,871	100.0	1,609	100.0	1,317	100.0	△ 18.1
個人経営体	1,790	95.7	1,554	96.6	1,272	96.6	△ 18.1
団体経営体	81	4.3	55	3.4	45	3.4	△ 18.2
会 社	10	0.5	10	0.6	9	0.7	△ 10.0
漁業協同組合	4	0.2	3	0.2	_	-	-
漁業生産組合	1	0.1	_	_	_	_	_
共同経営	66	3.5	42	2.6	36	2.7	△ 14.3
その他	_	_	_	_	_	_	_

[※]構成比は端数処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

図-3 経営組織別経営体数の推移



図-4 団体経営体の内訳(令和5年)



(3)漁業種類別経営体数

①販売金額1位の漁業種類別経営体数

調査期日前1年間における販売金額が最も多かった漁業種類別に経営体数をみると、「のり類養殖」が最も多く594経営体(構成比45.1%)、次いで「釣」が185経営体(同14.0%)、「刺網」が130経営体(同9.9%)の順となっている。

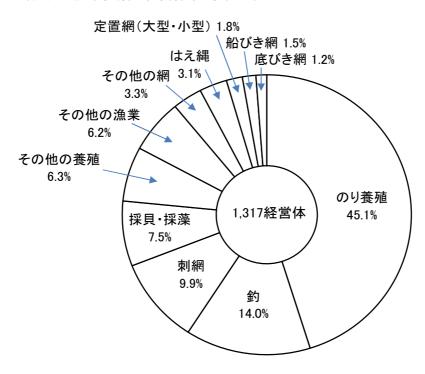
表-3 販売金額1位の漁業種類別経営体数

(単位:経営体、%)

· 分	平成	30年	令和]5年	増 減 率
区 分	経営体数	構成比	経営体数	構成比	令5/平30
総数	1,609	100.0	1,317	100.0	△ 18.1
底びき網	40	2.5	16	1.2	△ 60.0
船びき網	21	1.3	20	1.5	△ 4.8
まき網	_	_	_	_	_
刺網	157	9.8	130	9.9	△ 17.2
定置網(大型・小型)	31	1.9	24	1.8	△ 22.6
その他の網	35	2.2	44	3.3	25.7
はえ縄	60	3.7	41	3.1	△ 31.7
釣	267	16.6	185	14.0	△ 30.7
採貝·採藻	100	6.2	99	7.5	$\triangle 1.0$
その他の漁業	90	5.6	81	6.2	△ 10.0
のり養殖	722	44.9	594	45.1	△ 17.7
その他の養殖	86	5.3	83	6.3	△ 3.5

[※]構成比は端数処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

図-5 販売金額1位の漁業種類別経営体数(令和5年)



(4)漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

漁獲物・収穫物の販売金額規模別に経営体数をみると、「2000万円以上~5000万円未満」の漁業経営体が338経営体(25.7%)で最も多く、次いで「100万円以上~300万円未満」が275経営体(20.9%)となっている。

海区別にみると、松浦海区では「100万円以上~300万円未満」が187経営体(35.8%)で最も多く、次いで「100万円未満」が151経営体(28.9%)となっている。

有明海区では「2000万円以上~5000万円未満」が322経営体(40.5%)で最も多く、次いで「100万円以上~300万円未満」が88経営体(11.1%)となっている。

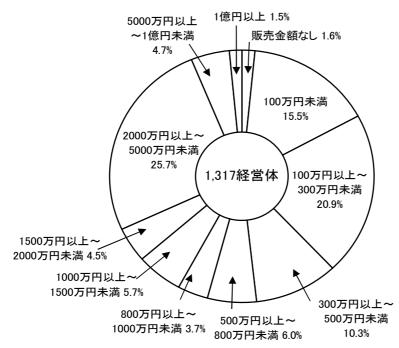
表-4 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

(単位:経営体、%)

F- /\		令和5年									
区分	佐賀		松浦	海区	有明	海区					
스 린	経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比					
合 計	1,317	100.0	522	100.0	795	100.0					
販売金額なし	21	1.6	_	_	21	2.6					
100万円未満	204	15.5	151	28.9	53	6.7					
100万円以上~300万円未満	275	20.9	187	35.8	88	11.1					
300万円以上~500万円未満	135	10.3	72	13.8	63	7.9					
500万円以上~800万円未満	79	6.0	39	7.5	40	5.0					
800万円以上~1000万円未満	49	3.7	15	2.9	34	4.3					
1000万円以上~1500万円未満	75	5.7	22	4.2	53	6.7					
1500万円以上~2000万円未満	59	4.5	13	2.5	46	5.8					
2000万円以上~5000万円未満	338	25.7	16	3.1	322	40.5					
5000万円以上~1億円未満	62	4.7	3	0.6	59	7.4					
1億円以上	20	1.5	4	0.8	16	2.0					

[※]構成比は端数処理しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

図-6 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数(令和5年)



2 労働力

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数の総数は2,965人で、平成30年に比べると704人(19.2%)減少した。 また、これを海区別にみると松浦海区で222人(22.4%)、有明海区で482人(18.0%)減少した。

表-5 海区別·男女別漁業就業者数

(単位:人、%)

E /\		総数			男			女		
	区分	平成30年	令和5年	増減率 (令5/平30)	平成30年	令和5年	増減率 (令5/平30)	平成30年	令和5年	増減率 (令5/平30)
全	国	151,701	121,230	△ 20.1	134,186	109,621	△ 18.3	17,515	11,609	△ 33.7
佐	三賀県計	3,669	2,965	△ 19.2	2,966	2,458	△ 17.1	703	507	△ 27.9
	松浦海区	993	771	△ 22.4	893	687	△ 23.1	100	84	△ 16.0
	有明海区	2,676	2,194	△ 18.0	2,073	1,771	△ 14.6	603	423	△ 29.9

(2) 自営・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者を自営・雇われ別にみると、個人経営体の自家漁業のみに従事した者は2,142人、 漁業従事役員は130人、雇われて漁業に従事した者は693人となっている。

表-6 自営・雇われ別漁業就業者数

(単位:人、%)

区分		平成30年	令和5年	増減率 (令5/平30)
漁業	就業者 計	3,669	2,965	△ 19.2
個人	経営体の自家漁業のみに従事	2,666	2,142	△ 19.7
	うち新規就業者	12	10	△ 16.7
漁業	從事役員	142	130	△ 8.5
漁業	屋われ	861	693	△ 19.5
	うち新規就業者	16	16	0.0

(3) 年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者を年齢階層別にみてみると、60~69歳が676人で最も多く、次に50~59歳が642人となっている。また、60歳以上は1,237人で全体の41.7%を占めている。

男女別の構成比は、男性が82.9%、女性が17.1%となっている。

表一7 男女別・年齢階層別漁業就業者数

(単位・人)

			(辛世.八)										
区分	区 厶		年 齢 階 層										
	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~74歳	75歳以上	合計				
	平成30年	31	277	434	596	844	947	256	284	3,669			
	令和5年	18	218	386	464	642	676	302	259	2,965			
	男	18	212	361	370	503	530	244	220	2,458			
	女	_	6	25	94	139	146	58	39	507			

3漁船

漁業経営体が漁業に使用した漁船のうち、令和5年11月1日現在保有する漁船の総隻数は3,911隻で、平成30年に比べ944隻(19.4%)減少した。

種類別には、平成30年に比べ、無動力漁船が579隻(35.1%)減少、船外機付漁船が206隻(15.2%)減少、動力漁船が159隻(8.6%)減少した。

図-7 漁船の種類別隻数の推移

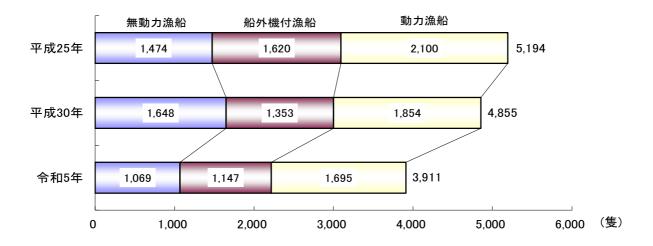
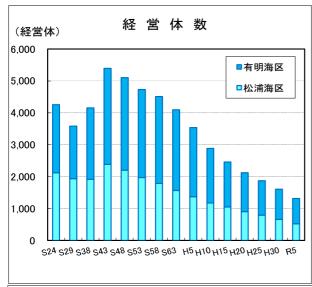


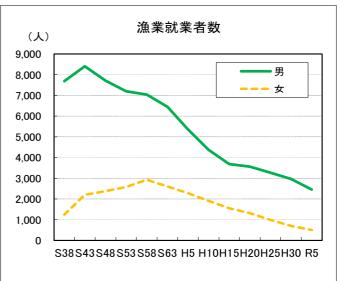
表-8 漁船の種類・規模別隻数

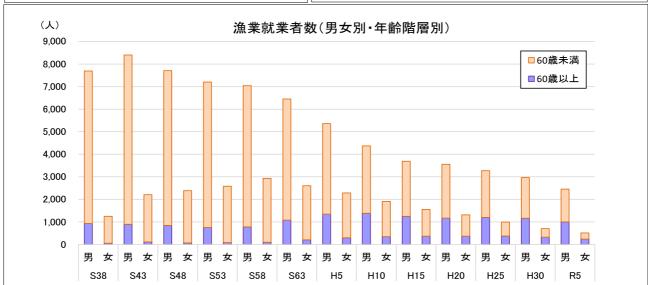
(単位:隻、%)

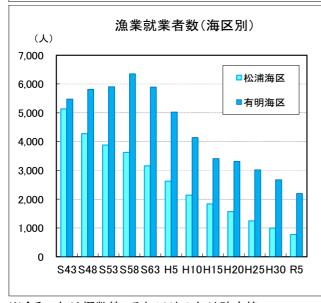
		全国				佐賀			Ę			
	区分	平成25年	平成30年	令和5年	増減率	平成25年	平成30年	令和5年			増減率	
		1 /4/220 1	1 /4/200 1	13 THO T	令5/平30	1 /2/20 1	1 /4/200 1	13 THO T	松浦海区	有明海区	令5/平30	
浙	魚船総隻数	152,998	132,201	109,247	\triangle 17.4	5,194	4,855	3,911	797	3,114	△ 19.4	
無	無動力漁船	3,779	3,080	2,436	\triangle 20.9	1,474	1,648	1,069	15	1,054	\triangle 35.1	
船	4 外機付漁船	67,572	59,201	47,923	△ 19.1	1,620	1,353	1,147	229	918	△ 15.2	
	計	81,647	69,920	58,888	△ 15.8	2,100	1,854	1,695	553	1,142	\triangle 8.6	
	1トン未満	4,440	3,915	4,036	3.1	67	107	218	48	170	103.7	
	1トン以上~3トン未満	22,196	18,162	14,570	△ 19.8	317	305	280	155	125	\triangle 8.2	
	3トン 〃 ~ 5トン 〃	32,899	27,747	22,389	△ 19.3	1,512	1,320	1,103	276	827	\triangle 16.4	
動	5トン 〃 ~ 10トン 〃	13,231	11,819	10,355	\triangle 12.4	175	101	74	59	15	\triangle 26.7	
力	10トン " ~ 20トン "	7,844	7,368	6,750	\triangle 8.4	24	20	19	15	4	\triangle 5.0	
	20トン 〃 ~ 30トン 〃	54	51	42	\triangle 17.6	_	_	_	_	_	_	
漁	30トン 〃 ~ 50トン 〃	74	63	72	14.3	_	1	_	_	_	_	
	50トン 〃 ~ 100トン 〃	255	199	137	\triangle 31.2	2	_	-	_	_	_	
	100トン 〃 ~ 200トン 〃	323	283	248	△ 12.4	1	_	1	_	1	-	
	200トン " ~ 500トン "	323	305	265	△ 13.1	2	_	_	_	_	-	
	500トン 〃 ~ 3000トン 〃	8	8	20	150.0	_	_	_	_	_	_	
	30001ン以上	_	_	4	_	_	_	_	_	_	_	

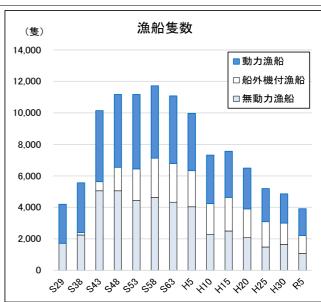
海面漁業の生産構造及び就業構造の推移(佐賀県)











※令和5年は概数値。それ以外の年は確定値。